

令和7年第1回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年1月17日(金) 午後3時58分～4時35分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (10人)
 - 会長 12番 木立 康行
 - 会長職務代理者 11番 佐藤 孝文
 - 委員 3番 加藤 浩揮 4番 佐藤 陽介
 - 5番 今 隆俊 6番 石澤 孝知
 - 7番 長内 康之 9番 工藤 勝彦
 - 10番 工藤 元伸 13番 佐藤 国雄
- 4 欠席委員 (3人)
 - 1番 種市 美夏 2番 森山 栄治
 - 8番 木村 功
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)
 - ・沖揚平・厚目内地区 櫻庭 太志 ・山形地区 盛 晋
 - ・浅瀬石・追子野木地区 佐藤 仁 ・黒石地区 高木 一弥
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (2人)
 - ・六郷地区 村上 誠 ・中野地区 佐藤 徹志
- 7 議事参与の制限委員 (4人)
 - 5番 今 隆俊
 - 6番 石澤 孝知
 - 7番 長内 康之
 - 10番 工藤 元伸
- 8 付議案件
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 協議事項第1号 農作業標準賃金について

9 事務局職員

事務局長	佐	藤	久	貴
事務局長補佐	村	上	大	樹
主査	山	田	和	晶
主事	工	藤	慎	也
主事	福	澤	野	亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が10人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、4人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番今隆俊委員、6番石澤孝知委員にお願いします。 書記には事務局の村上補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年12月受理分は、相続が11件、総面積140,131㎡、田が46筆75,700㎡、平畑が7筆11,742㎡、樹園地が29筆52,689㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第2号の前に、議案書に誤りがあり、お手数をおかけしますが訂正をお願いいたします。 4ページ、受付番号64番、解約の理由について、正しくは「賃貸人の都合により」となります。よろしくお願いいたします。 報告第2号は、農地法施行規則第18条第1項の規定により、別紙のお

	<p>り合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号63番は、富田の畑、3, 692㎡を賃貸人の都合により、令和6年12月5日に合意解約したものです。 受付番号64番は、馬場尻南の田、外3筆合計12, 756㎡を賃貸人の都合により、令和6年12月4日に合意解約したものです。 受付番号65番は、松原の田、3, 055㎡を賃借人の都合により、令和6年12月17日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号66番は、松原の田、5, 054㎡を賃借人の都合により、令和6年12月17日に合意解約したものです。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委 員	<p>「なし」の声</p>
議 長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、7番長内康之委員が代理人となっており、また、6番石澤孝知委員と10番工藤元伸委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員、石澤孝知委員、工藤元伸委員退席) それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
福 澤 主 事	<p>議案第1号の前に、議案書に誤りがあり、お手数をおかけしますが訂正をお願いいたします。 10ページ、受付番号49番、貸人の経営面積について、正しくは「経営地105.1a」、「自作地105.1a」、「借入地0a」、「貸付地175.7a」となります。よろしくをお願いいたします。 議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が9件、所有権移転が5件です。 7ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号18番は、追子野木三丁目の田、154㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 8ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号41番は、富田の田、6, 140㎡のうち3, 000㎡を経営規</p>

模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号42番は、追子野木三丁目の田、外1筆合計1,957㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号43番は、大字黒石字浄光寺の田、4,078㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号44番は、大字中川字富田の田、1,715㎡を経営継承のため、10年間貸借するものです。

9ページに移ります。

受付番号45番は、追子野木三丁目の田、407㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号46番は、大字中川字花岡の田、6,900㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号47番は、八甲の田、6,603㎡を経営規模拡大のため、3年間貸借するものです。

受付番号48番は、追子野木三丁目の田、418㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

10ページに移ります。

受付番号49番は、大字黒石字弥九郎の田、7,987㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。

受付番号41番、43番、45番から49番の申請について、借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号42番の申請については、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

11ページに移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号70番は、大字袋字村山の畑、外5筆合計6,391㎡を親から子への贈与により取得するものです。譲受人は、農地を所有していないため、新規農家としての申請となりました。

受付番号71番は、大字竹鼻字宮元の畑、外1筆合計963㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、申請地は、立地的に集約が難しく小面積であるため、農地法第3条での申請となりました。

12ページに移ります。

受付番号72番は、大字上十川字村元一番の畑、3,103㎡を贈与により取得するものです。贈与税の関係で、譲受人が2人となっており、農地を所有していないため、新規農家としての申請となりました。

受付番号73番は、大字下山形字下目内の畑、62㎡を贈与により取得するものです。

受付番号74番は、大字黒石字浄光寺の田、204㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手

	<p>の要件に該当しますが、申請地は小面積であるため、農地法第3条での申請となりました。</p> <p>受付番号70番、72番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認、並びに航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、3番加藤浩揮委員に報告をお願いします。</p>
加藤浩揮委員	<p>今回申請があった農地について、去る1月7日、森山栄治委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて、航空写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等を審査した結果を報告します。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号18番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号41番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号42番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号43番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号44番は、親から子への経営継承のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号45番から49番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号70番は、贈与のための申請です。新規農家のため、聞き取り調査した内容を報告します。</p> <p>申請人は、現在、会社員として働いていますが、休日は父である譲渡人のもとで、10年間農作業の手伝いをしていたとのことです。父が高齢であることから、今後は、申請人が徐々に経営を引き継ぐ予定であり、相続の手続き等で親族間で問題が生じないように、先に一部の農地の名義を変更したいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械等は父から借り受けし、技術指導も引き続き父から受けるとのことです。</p> <p>栽培作物はりんごとやさいで、出荷先は農協とあつふるはうすを考えているとのことで、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないものと思われまます。</p> <p>受付番号71番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取</p>

	<p>得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号72番は、贈与のための申請です。新規農家のため、聞き取り調査した内容を報告します。</p> <p>申請人は夫婦であり、申請地にて叔父と数年間やさいを栽培していたとのことです。叔父が亡くなってからは、申請人が耕作しており、自宅が近く、今後も家庭菜園として営農していきたいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械等は、肩掛式草刈機やトラクター等を所有しており、叔父から教わった栽培技術を活かして自家消費用の栗ややさいを栽培していくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>受付番号73番は、贈与による申請です。現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>受付番号74番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった15件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	所有権移転の72番は、贈与税が発生するため分割したとのことですが、贈与税はいくらくらいで、分割することによって贈与税はなくなるのですか。
福澤主事	贈与税がなくなるわけではないですが、贈与税を一人ではなく、夫婦で負担したいとの意向により、共有名義での所有権移転申請となりました。
佐藤国雄委員	税金はいくらくらいなのですか。
工藤主事	基本的に110万円までは贈与税はかかりません。控除額で110万円引かれますので、110万円を超えてから贈与税がかかります。
佐藤国雄委員	110万円を超えますか。
佐藤事務局長	超えないと思います。贈与税の申告が0円でも、届け出の必要がありますので、このような申請をしておく必要があると思います。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにございませ
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませ
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	<p>ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(長内康之委員、石澤孝知委員、工藤元伸委員指定席に着く)</p> <p>次の議案第2号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。</p>

	<p>(今隆俊委員退席)</p> <p>それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山田主査	<p>議案第2号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>今回の申請は、賃借権設定が4件、所有権移転が3件です。</p> <p>別紙14ページから説明します。</p> <p>(1) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号58番から61番は、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。</p> <p>受付番号58番は、小屋敷西の田、外4筆合計9,503㎡を10a当たり玄米60kgでの設定です。</p> <p>受付番号59番は、大字竹鼻字北野田の田、8,525㎡を10a当たり10,000円での設定です。</p> <p>受付番号60番は、大字竹鼻字北野田の田、外1筆合計2,806㎡を10a当たり玄米60kgでの設定です。</p> <p>受付番号61番は、馬場尻下の田、2,393㎡を10a当たり玄米60kgでの設定です。</p> <p>16ページへ移ります。</p> <p>(2) 所有権移転です。</p> <p>受付番号49番は、大字牡丹平字大沢の樹園地、2,106㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。</p> <p>受付番号50番は、現在、賃貸借中の大字小屋敷字東村岸の田、6,183㎡を所有権移転するものです。</p> <p>受付番号51番は、大字赤坂字西田の田、外1筆合計5,856㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。</p> <p>以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(今隆俊委員指定席に着く)</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可</p>

	に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第3号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙18ページから説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は八甲、登記地目は田、現況地目は田、面積は2,519㎡のうち2,95㎡、営農型太陽光発電施設として利用したいとのことです。 令和3年3月10日に、農地法第4条許可がされている農地であり、現状も営農型太陽光発電パネル設置所として利用されています。 令和7年3月に、3年間の事業期間が終了するため、再び3年間事業期間を更新するため申請するものです。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、3番加藤浩揮委員に報告をお願いします。
加藤浩揮委員	今回、農地法第4条申請があった土地について、去る1月7日、森山栄治委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて航空写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査した結果を報告いたします。 受付番号1番は、営農型太陽光発電パネルを設置するための申請です。 場所は、黒石中学校から北西へ約352mに位置しており、周辺の状況は、北・東・南側が田、西側が宅地となっています。 申請理由について聞き取りしたところ、令和7年3月に申請地に係る営農型太陽光発電に関する事業が終了するため、新たに3年間継続するためとのことです。 栽培作物は、従前どおり、水稻、みょうがを継続して栽培するとのことです。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	手続きについてお聞きしたいのですが、営農型太陽光発電の事業計画は、事業を継続するとき再度申請が必要ですか。
工藤主事	事業を継続して行う場合、期限が来る前に必ず申請が必要となります。申請しない場合、当該土地が転用前の農地と同じ扱いに戻るため、太陽光発電パネルがそのまま設置されていると、違反転用の取り扱いとなります。
長内康之委員	農地法第4条と農地法第5条の申請に必要な書類は同じですか。
工藤主事	基本的に同じです。
長内康之委員	当該農地は、本来、転用が許可されない農地ですか。
工藤主事	当該農地は第一種農地のため、原則、転用の許可が難しい農地となります。

長内康之委員	当該農地の転用理由が、営農型太陽光発電パネルの設置であるため許可されたのですか。
工藤主事	そのとおりです。
長内康之委員	わかりました。
議長	ほかにごさいませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工藤主事	<p>議案第4号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。内容について、別紙20ページから説明いたします。</p> <p>受付番号6番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は吉乃町、登記地目は田、現況地目は畑、面積は279㎡、普通住宅建設用地とするため取得するものです。</p> <p>農地区分は、第三種農地に該当し、都市計画用途区域内に属しているため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。</p> <p>受付番号7番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は大字下目内澤字十川添、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は98㎡、堆肥置場用地とするため取得するものです。</p> <p>違反状況を是正するための申請で、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は、第一種農地に該当しますが、許可要件の敷地拡張に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、3番加藤浩揮委員に報告をお願いします。
加藤浩揮委員	<p>今回、農地法第5条申請があつた土地について、去る1月7日、森山栄治委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて聞き取り調査及び申請書並びに添付書類等の審査をした結果を報告します。</p> <p>受付番号6番は、普通住宅建設用地として取得するための申請です。</p> <p>場所は、黒石病院から西へ約352mの場所に位置しています。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は学校、病院、黒石駅にも近く、スーパー等へ通いやすい場所に位置しており、利便性が高いため選定したとのことでした。</p> <p>申請地周辺は、宅地となっており、農地転用が原則許可である第三種農地</p>

		<p>に該当しているため、転用することに問題はないと思われます。</p> <p>受付番号7番は、堆肥置場用地として取得するための申請です。</p> <p>場所は、六郷小学校から西へ1.1kmの場所に位置しています。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲受人の自宅と精米所に隣接しており、譲受人が水稻の栽培で使用する堆肥や籾殻を置くのに利便性が高いため、選定したとのことです。</p> <p>農地法第5条許可を受けなければならないことを知らずに行っていたことで反省されており、違反状況を是正したい旨、始末書も添付されております。</p> <p>申請地の北、西、南側は、宅地として譲受人が所有しており、東側は農道を挟んで河川が位置していますが、土砂流出防止のため申請地を整地・造成し、コンクリートで埋め立てています。また、風による堆肥等の飛散は、擁壁・網状ネットを設置し防ぐとのことで、転用することに問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。引き続き、協議事項第1号「農作業標準賃金について」を協議いたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		<p>協議事項第1号、農作業標準賃金について説明いたします。</p> <p>農業委員会では、毎年、農作業員を雇用する場合や作業受委託を依頼する場合、目安としてもらうため農作業標準賃金表を作成しております。</p> <p>別紙の22ページ、令和7年農作業標準賃金表（案）をご覧ください。</p> <p>労賃にあたる項目においては、青森県最低賃金が時間額898円から953円へ令和6年10月5日に改定されたため、参考としております。</p> <p>機械作業料金から以降においては、表の右側にあたる近隣市町村の賃料を参考にしたほか、農業委員の皆様及び農地所有適格法人から聞き取りしたものを参考に算定しております。</p> <p>表の右側の、令和6年の黒石市標準賃金表から変更した箇所のみ説明いたします。</p> <p>令和7年の表の、労賃の水田及び果樹畑作の全般のところであります。7,200円から7,700円となりました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおり決定したい

	と存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	<p>ご異議がありませんので、協議事項第1号は、協議で決定した内容のとおりといたします。</p> <p>これで、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>以上で、令和7年第1回黒石市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和7年1月17日</p> <p style="text-align: right;">議長 木立康行</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 今 隆俊</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 石澤孝知</p>